

# 大地を守る震災復興支援基金 規約

制定 2011年3月11日

2011年9月15日改訂

(名称及び事務所)

## 第1条

この基金は、「大地を守る震災復興支援基金」(以下、基金)と称し、主たる事務所(連絡場所)を東京都港区六本木 6-8-15 第二五月ビル2階 大地を守る会六本木事務所内に置く。

(目的)

## 第2条

この基金は、主として 2011年3月11日に発生した、「東北地方太平洋沖地震」において被災した生産者やメーカー、NPO 等大地を守る会と関係する被災者の緊急救援及び復興支援、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射能汚染被害者への支援を目的とする。

(活動)

## 第3条

この基金は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)被災者および被害者への復興支援
- (2)緊急救援及び復興支援のための義援金の募集
- (3)被災者の状況や義援金の使途等を伝えるための機関紙やチラシの発行
- (4)義援金の管理
- (5)東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能除染対策
- (6)その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

## 第4条

この基金は、第2条の目的に賛同する者であって、かつ前条の活動に参加できる者をもって構成する。

(役員)

## 第5条

この基金に次の役員をおく。

- (1)理事長 1名
- (2)副理事長 1名
- (3)監事 1名

2 理事長は、この基金を代表し、業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は、理事長及び副理事長の業務の状況並びに基金の財産の状況を監査する。

5 理事長は株式会社大地を守る会の代表取締役がその任に就き、副理事長は理事長が任命する。

6 副理事長は事務局長を兼務し、この基金の事務局として諸般事務を統括する。

7 監事は前4号の監査の結果、この基金の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告する。

8 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

#### 第6条

この基金の経費は、義援金その他の収入をもって充てる。

(理事会)

#### 第7条

理事会はこの基金を運営するため、理事長及び副理事長をもって構成し、適宜理事長が招集する。

2 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

3 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)規約の改正

(4)その他、この基金の運営上で重要と思われること。

4 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(会計年度)

#### 第8条

この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

#### 第9条

この規約に定めがない事項については、理事長が理事会に諮って決する。

附則

この規約は、基金設立の日である平成23年3月11日から施行する。

2 この基金の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 藤田和芳

副理事長 大山義満

監事 野田克己

3 この基金の設立当初の役員の任期は、設立の日から平成24年3月31日までとする。

4 この基金の設立当初の会計年度は設立の日から平成24年3月31日までとする。

5 この基金の設立当初の義援金は0円とする。